

議案第60号

大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年9月4日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市公民館条例の一部を改正する条例

大田原市公民館条例（昭和45年条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

公民館使用料

使用区分		単位	使用料
地区公民館	会議室	1時間	300円
	和室		300円
	調理室		500円
	体育室		1,000円
	多目的ホール		600円

備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 体育室は、大田原西地区公民館のみに適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。